ごみの出し方について見直しをお願いします

問　産業環境課　☎27-0178

●臭いが取れない物等は可燃ごみとして出してください

洗っていない、汚れている、臭いが取れない、カビが生えている物はリサイクルができません。資源ごみではなく、可燃ごみとして出してください。



※汚れや臭いが取れない物の例

●事業に使用された物を地区の集積場に出さないでください。

不燃ごみとして出されたごみの中に、事業所から排出されたと思われる産業廃棄物がありました。事業に使用された物を地区の集積場に出されますと廃棄物処理法違反になります。絶対に捨てないでください。



▲事業所で使用したと思われるビニール類

野外焼却をして迷惑をかけていませんか？

問　産業環境課　☎27-0178

適法な焼却施設以外でごみを燃やす「野外焼却」は法律により原則禁止されており、違反者には罰則が設けられています。こうした行為は大気汚染の原因になり、「洗濯物ににおいがつく」「煙が部屋に入るため窓が開けられない」など周囲の迷惑になる恐れもあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※野外焼却には、簡易焼却炉・ドラム缶等でごみを焼却することも含まれます。



ごみ集積場での「私物誤回収」防止のために

問　産業環境課　☎27-0178

ごみ集積場内に私物（自転車や台車等）を放置した結果、粗大ごみとして回収されてしまったという事案が発生しました。

誤って私物が回収されることのないよう、ごみ集積場の利用方法について見直しをお願いいます。

私物誤回収防止のために…

- **集積場の周辺に私物を置かない**
- **紛らわしい置き方をしない**

